

函館市函館駅前自転車駐車場の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館駅前に設置する自転車駐車場（以下「駐輪場」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用の制限)

第2条 市長は、駐輪場を利用しようとする自転車が、駐輪場の収容能力を超えると認められる場合、または管理上支障があると認められる場合は、利用を制限することができる。

(駐車の禁止)

第3条 市長は、駐輪場を利用する者が、駐輪場の施設等を破損もしくは汚損し、または他の自転車の利用を妨害するなどのおそれがあると認められる場合は、駐輪場の利用を拒否することができる。

(損害賠償)

第4条 市長は、駐輪場の利用者が、駐輪場の施設等を破損または汚損した場合は、その損害の賠償を求めることができる。

(損害の責任)

第5条 市長は、駐輪場における自転車の接触、盗難等による損害について、一切その責めを負わない。

(長期駐車自転車の移動、保管)

第6条 市長は、駐輪場に30日間を超えて放置されていると認められる自転車がある場合は、当該自転車を駐輪場から移動することができる。

2 市長は、30日間を超える長期駐車自転車を確認するため、必要に応じ、駐輪場を利用している自転車に利用期間調査票（様式1）を取り付けるものとする。

3 市長は、前項の利用期間調査票を取り付けた日から30日を経過した日後において、利用期間調査票が取り外されていない自転車があるときは、当該自転車を駐輪場から移動し、保管するものとする。

(保管の告知)

第7条 市長は、長期駐車自転車を駐輪場から移動して保管したときは、次に掲げる事項を駐輪場に掲示するものとする。

- (1) 自転車を移動し、保管した日
- (2) 自転車の返還の申し出先
- (3) その他必要と認める事項

(所有者等への引取通知)

第8条 市長は、保管している自転車の所有者等から、自転車の返還の申し出

があったときは、自転車引取申出書・受領書（様式2）および自転車の鍵その他当該自転車の所有者等であることを証明するものの提出を求めて、自転車を引き渡すものとする。

（保管自転車に係る措置）

第9条 市長は、保管している自転車について、第7条の告知の日から相当の期間（概ね6カ月）を過ぎても返還の申し出が無い場合は、当該自転車の廃棄その他必要な措置をとることができる。

附 則

この要領は、平成15年8月8日から施行する。

利用期間調査票

この自転車をご利用の際は、お手数でもこの札を取り外して
ください。

この札を取り外さないまま平成 年 月 日まで駐車
すると、長期駐車自転車（30日間を超える長期利用者）とし
て、他の場所に移動します。

平成 年 月 日

函 館 市 長

【連絡先】

函館市函館駅周辺整備事務局計画調整課

電話 (0138) 21-3453

自 転 車 引 取 申 出 ・ 受 領 書

平 成 年 月 日

函 館 市 長 様

申 出 人 住 所

氏 名

下 記 の 自 転 車 の 引 き 取 り を 申 し 出 ます。

- 1 メーカー名
- 2 色
- 3 車体番号
- 4 防犯登録番号
- 5 学校登録番号

受 領 書

上 記 の 自 転 車 は 確 か に 受 け 取 り ま し た。

平 成 年 月 日

氏 名